

入間東部地区事務組合告示第6号

一般競争入札（事後審査型）を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告に記載のない事項については、入間東部地区事務組合建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（令和元年告示第14号。以下「試行要綱」という。）に定めるところによる。

令和6年4月18日

入間東部地区事務組合管理者 高 畑 博

1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

(1) この公告の日において、富士見市、ふじみ野市又は三芳町の令和5・6年度における建設工事請負等に係る入札参加資格者名簿のいずれかに登載されていること。

なお、登載業種、格付、所在地区分等については、調達案件ごとに別に定める。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から開札日までの期間において、入間東部地区事務組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第7号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) この公告の日から開札日までの期間において、入間東部地区事務組合の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年告示第22号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

(6) 調達案件が建設工事の場合は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

ア 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。

イ 工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術者の資格を有する者を同法第26条の規定により当該工事に配置できること。

なお、配置する技術者は一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から恒常的に雇用関係にある者とし、施工実績については調達案件ごとに別に定める。

ウ この公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に定める健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める雇用保険（以下「社会保険等」という。）に事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(7) 調達案件が設計業務の場合は、管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。

なお、配置する技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から恒常的に雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者との兼務はできないものとする。

(8) 同一入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、案件ごとに別に定める参加資格を全て満たす者であること。

2 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者の数が1であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次に掲げる場合において、入札参加者の数が1になったときは、この限りでない。

ア 再度入札の場合

イ 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効とした場合

ウ 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効とした場合

エ その他管理者が特に認め、入札参加者が1でも成立する旨を調達案件ごとに定めた場合

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書の提出の際、入札金額見積内訳書を併せて提出すること。
- (4) 再度入札は、2回までとする。ただし、1回目の入札に参加しない者又は1回目の入札において無効の入札を行った者若しくは失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (5) 参加資格確認申請書を提出した者は、入札までの間は、書面により入札の辞退をすることができる。

3 入札参加資格の有無の確認

- (1) 開札後、調達案件ごとに別に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留するものとする。
- (2) 前号の場合において、落札候補者となるべき者が2以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の2日後（入間東部地区事務組合の休日を定める条例（平成30年条例第18号）第1条第1項に規定する組合の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに次に掲げる資格確認書類を入間東部地区事務組合事務局総務課に持参しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
 - イ 一般競争入札参加資格等確認資料
 - ウ その他調達案件ごとに別に定める書類

4 落札者の決定

- (1) 落札候補者に対する落札の決定は、前項第3号の規定により提出された資格確認書類により入札参加資格の確認を経て行うものとする。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者がした入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、次順位者となるべき者が2以上あるときは、前項第2号の規定を準用する。
- (2) 一抜け方式により落札者を決定する調達案件については、別に定める。一抜け方式により落札者を決定する場合は、開札順で落札者を決定し、落札者となった者は、他の案件の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。

なお、1件目の案件の落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から2件目以降の参加資格の審査を行う場合は、当該入札の開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなす。このため、当該落札候補者は、先に開札した案件の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることをあらかじめ承知して資格確認書類を提出すること。
- (3) 開札後、落札を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入間東

部地区事務組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に定める入札参加停止の措置若しくは入間東部地区事務組合の契約に係る暴力団排除措置要綱に定める入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に定める更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に定める再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては、調達案件ごとに別に定める。

なお、入札保証金を免除する場合の取扱いは、入間東部地区事務組合契約規則（平成30年規則第45号。以下「契約規則」という。）第7条の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては、調達案件ごとに別に定める。

なお、契約保証金を免除する場合の取扱いは、契約規則第25条の規定による。

6 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成30年条例第48号）の定めるところにより組合議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取り交わし、組合議会の議決を得た後にこれを本契約とする。

7 支払条件

(1) 前金払及び部分払の有無については、調達案件ごとに別に定める。

(2) 中間前金払及び部分払が認められている場合については、選択制とし、契約締結時に落札者が選択するものとする。ただし、継続費その他の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができるものとする。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 当該入札に関する手続において、虚偽があった入札

(3) 資本関係又は人的関係のある会社（以下この号において「同族企業」という。）が同一入札に参加した場合の同族企業それぞれが行った入札

(4) 契約規則第14条各号又は試行要綱第14条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

(1) 提出された資格確認書類は、返却しない。

(2) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載された配置予定技術者

を当該案件の現場に配置すること。

- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札方法	一般競争入札（紙入札）		
参加形態	単体企業		
業務名	高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築工事		
履行場所	入間東部地区事務組合 ふじみ野市大井中央一丁目1番19号		
履行期間	契約締結の日から令和8年3月31日まで		
概要	1 高機能消防指令システムの機器更新 2 消防救急デジタル無線システムの機器更新 3 既存機器の撤去及び処分		
設計金額（税抜）	1,363,130,000円		
最低制限価格	設定する。		
一般競争入札参加資格確認申請書	入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を入間東部地区事務組合事務局総務課に提出すること。		
	申請期間	令和6年4月18日（木）から 令和6年5月14日（火）まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。 午前8時30分から午後5時15分まで	
	提出場所	入間東部地区事務組合事務局総務課（庁舎3階） ふじみ野市大井中央一丁目1番19号	
入札の日時	令和6年5月15日（水） 午前10時00分		
入札の場所	入間東部地区事務組合会議室（庁舎3階） ふじみ野市大井中央一丁目1番19号		
入札参加資格	名簿登載業種	電気通信工事業	
	所在地区分、総合評定値等	この公告の日現在、有効な経営規模等評価結果通知書における電気通信工事業の総合評定値が991点以上であって、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの機器製造業者であること又は12年間機器の提供について製造業者からの誓約書（任意様式）を提出できるものであること。 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の「登録検査等事業者」の登録を受けていること。	
	施工実績等	平成26年4月1日からこの公告の日までに消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防庁長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上及び消防救急デジタル無線システム整備事業の元請けとしての実績があること。	

	配置 予定 の技 術者	資格 経 験	建設業法（昭和24年法律第100号）に定める監理技術者							
設計 図書 等	閲覧等 の方法	この公告の日から令和6年5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの期間中、1回を限度とし入間東部地区事務組合事務局総務課において窓口貸与とする。この場合において、当該1回当たりの貸与期間は1日を限度とし、事前に次の電話番号に照会の上、その指示に従うこと。 電話番号 049-261-4891（直通）								
	閲覧等 の場 所	入間東部地区事務組合事務局総務課（庁舎3階） ふじみ野市大井中央一丁目1番19号								
	設計 図書 等 に 対 す る 質 疑	この公告の日から令和6年5月2日（木）正午までの間に次のファクシミリ番号に送信し、提出すること。 ファクシミリ番号 049-261-4395								
	質 疑 に 対 す る 回 答	令和6年4月18日（木）から令和6年5月14日（火）までに入間東部地区事務組合事務局総務課の窓口において閲覧に供する（組合ホームページに掲載する。）。閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 なお、組合ホームページを利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。								
保証金及び支 払方法	入札保証 金	要	契 約 保 証 金	要	前金払	有	部分払	有	中間前 金払	無
その他	1 一般競争入札参加資格確認申請書の提出時、設計図書等を貸与（貸与期間は1日を限度とする。）するものとする。 2 入札参加者が1の場合も、入札は成立するものとする。									
設計 図書 等 の 内 容 に 関 す る 問 合 せ 先	入間東部地区事務組合消防本部 指揮統制課 電話番号 049-261-6031（直通）									
入札、契約 等 に 関 す る 問 合 せ 先	入間東部地区事務組合 事務局総務課 電話番号 049-261-4891（直通）									